

半田市告示第45号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更した。

なお、関係図書は、半田市建設部都市計画課において一般の縦覧に供する。

令和8年5月14日

半田市長 久世孝宏

知多都市計画生産緑地地区